

札幌市証明等手数料条例の一部を改正する条例案

令和元年（2019年）9月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市証明等手数料条例の一部を改正する条例

札幌市証明等手数料条例（昭和21年条例第15号）の一部を次のように改正する。

(1) 別表33の5の項第4号中「、付表13の項及び15の項」を「及び付表13の項」に改める。

(2) 別表付表13の項に次の1号を加える。

(7) 前各号の規定にかかわらず、法第29条第3項の他の建築物の記載がある計画認定の申請においては、当該計画認定の申請に係る建築物及び当該他の建築物それぞれにつき、前各号の規定に準じて算定した額を合算した額

(3) 別表付表15の項第1号中「計画認定」を「計画変更認定」に改め、同項第5号中「計画認定」を「計画変更認定」に、「複合建築物認定」を「複合建築物変更認定」に改め、同項第6号中「住戸認定」を「住戸変更認定」に、「複合建築物認定」を「複合建築物変更認定」に、「計画認定」を「計画変更認定」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 前各号の規定にかかわらず、法第29条第3項の他の建築物の記載がある計画変更認定の申請においては、当該計画変更認定の申請に係る建築物及び当該他の建築物（いずれも変更があるものに限る。）それぞれにつき、前各号の規定に準じて算定した額を合算した額（建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載された他の建築物がある場合の計画変更認定の申請においては、当該額に当該新たに記載された他の建築物それぞれにつき、別表付表13の項第1号から第6号までの規定に準じて算定した額を合算した額）

## 附 則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、別表33の5の項並びに同表付表15の項第1号、第5号及び第6号の改正規定は、公布の日から施行する。

## （理 由）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、複数建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に係る手数料を定めるため、本案を提出する。